

# 印刷会社 のための 知的財産

連載  
第15回

## 裁判例紹介

### 事件名： 「ラストメッセージ」 事件

編集物の素材として他人の雑誌から記事やイラストを採録する行為が引用に当たるかが問題とされた事件…

東京地裁 平成7年12月18日判決  
平成6年(ワ)9532号

#### ◆本件を取り上げた理由・趣旨

編集物の制作において、他人の著作物を取り込んで利用することは少なくありません。本件は、他人の著作物を複数採録して書籍化する行為が複製権の侵害に当たるか否かが争われた事件です。編集物の素材として他人の著作物を採録することが引用に当たるかどうかについて、また著作物の公正利用（フェアユース）の考え方を適用すべきかどうかについて具体的な判断が下された事例的意義があると思われます。

#### ◆事件の概要

被告Yは、昭和61年から平成5年までの間に休刊又は廃刊となった各雑誌の最終号の表紙、休廃刊に際し出版元等の会社やその編集部、編集長等から読者宛に書かれた記事あるいはイラスト等（以下「本件記事」という。）を集め、休廃刊の年毎にまとめて印刷した書籍「ラストメッセージ in 最終号～休廃刊雑誌286のサヨナラ語録～」（以下「Y書籍」という。）を出版しました。なお、Yは、Y書籍を出版するに際し、Y書籍に収録された286誌の出版元等200社に対し、記事等をY書籍へ掲載することの許諾を求めたところ、許諾しないと回答したものが20社、許諾するとの回答をしたものが50数社、120社余りからは回答がありませんでした。

一方、原告Xは、YがY書籍に本件記事を掲載するにつき、許諾をしないとした者及び未回答の者合わせて10社です。Xは、Yの行為が本件記事の複製権を侵害するもの

として、著作権法に基づきY書籍の発行・販売の差止め、及び損害賠償を請求しました。

これに対しYは、本件記事の一部について「事実の伝達にすぎない雑報」であるとして著作物性を争ったほか、本件記事のY書籍への収録は、公正利用（フェアユース）である、更に引用であるとの抗弁を行って争いました。

#### ◆判決要旨

##### ①判決・主文

- ・被告Yは、Y書籍を発行し、販売等頒布をしてはならない。
- ・被告Yは、各原告Xに対し、金員を支払え。

##### ②本件記事の著作物性について

本件記事のうち、7点については、休廃刊に際し出版元等の会社やその編集部、編集長等から読者宛に書かれたいわば挨拶文であって、短くありふれた表現で記述しているにすぎないものとして著作物性を否定し、それ以外の記事については、創作性が認められることを理由に著作物性を肯定しました。

##### ③公正利用（フェアユース）の抗弁について

「著作物の公正な利用のために著作権が制限される場合として、公正利用（フェアユース）に相当する一般条項は定められていないので、公正利用（フェアユース）の法理を適用できない」として被告Yの主張を認めませんでした。

##### ④引用による利用の抗弁について

「編集物の素材として他人の著作物を採録する行為は、引用に該当する余地はない」として被告Yの行為は引用に当たらないとしました。

## ◆解説

本誌「JFPI REPORT」2004年7月号では、漫画の批判・反論を目的とした自著への漫画の採録が著作権法上の適法な引用に該当するか否かが争われた事件、「脱ゴーマニズム宣言」事件を取り上げ、明瞭区分性、及び付従性といった引用の具体的な要件についてご紹介しました。

本事件では、本件記事の著作物性等、興味深い争点がいくつかありますが、著作物の引用と公正利用（フェアユース）に焦点をあてて、今一度考えてみたいと思います。

### —引用について—

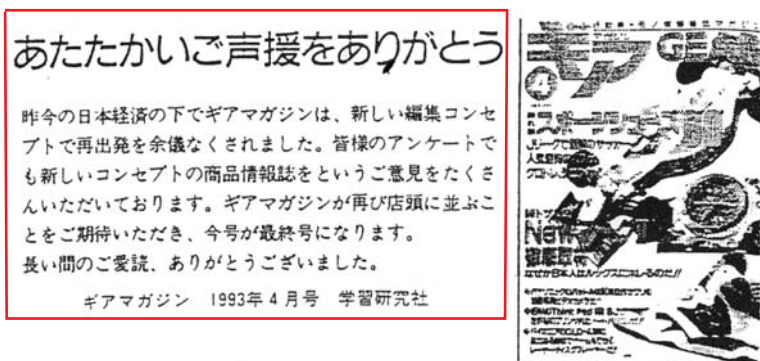
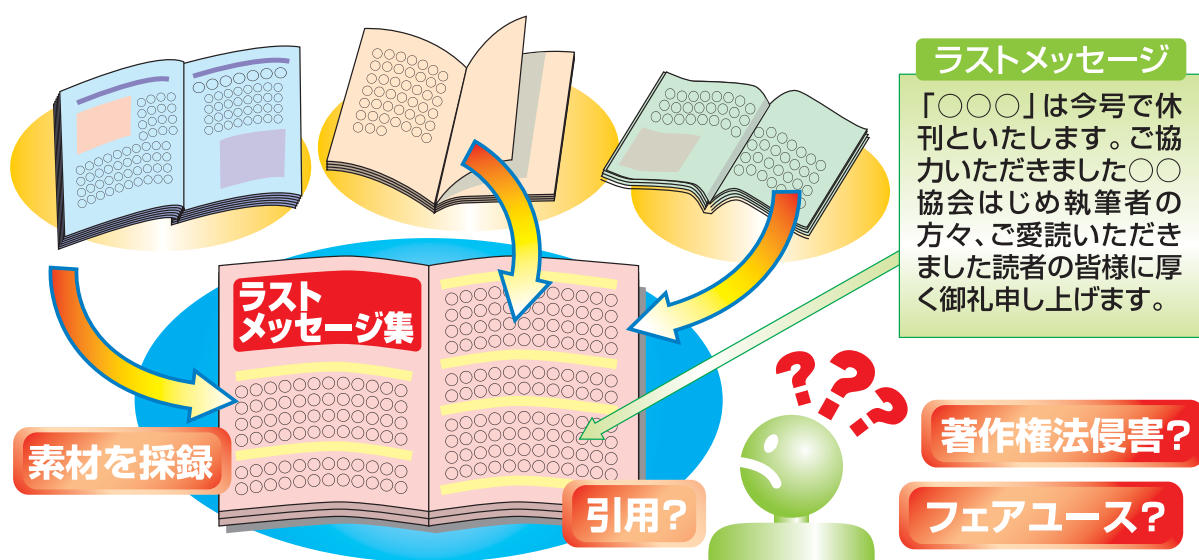
まず、本判決では、引用に該当するための要件として、「明瞭区分性」（利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物とが明瞭に区別して認識できること）と「付従性」（利用する側の著作物が主、引用されて利用される側の著作物が従の関係にあること）を

示しました。この考え方は、前掲の「脱ゴーマニズム宣言」事件でも採用されているように、引用に関する判決のリーディングケースであるパロディ写真事件（最高裁昭和55年3月28日判決 昭和51年（オ）923号）から踏襲されています。

Y書籍は、他人の286もの記事（ラストメッセージ）を収集したものであり、Yの執筆部分はほとんどありません。すなわち、Y書籍は、複数の著作物の集合体であって、引用して利用する側の著作物は存在せず、引用されて利用される著作物のみで構成されているに等しいため、付従性がなく、適法な引用とはなり得ないことは明らかです。この場合、Y書籍が編集著作物として主となる著作物と考えられる訳ではありません。本件は編集の素材として他人の著作物を採録する行為は引用にあたらぬことを明確に示した、道標となる判決と思われる。

ところで、他人の著作物を引用する場合、明瞭区分性と付従性の要件を満しさえすれば適法な引用に当たる、と判断されるわけではありません。

著作権法第32条では、「公表された著作物は、引用し



本件記事（著作物性肯定例）Y書籍29頁に掲載  
裁判所ホームページより転載

て利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」とされています。「引用」、「公正な慣行」や「目的上正当な範囲」等に当たるとするための具体的な要件については何も定められていませんが、これら要件については判例の積み重ねにより徐々に定まってきています。「明瞭区分性」及び「付従性」はその具体的な要件のうちの二つであり、その他にも適法な引用と認められるために満たすべき要件があります。

そのひとつが「客観的な必要性」です。どうしても他人の著作物を引用しないと自分の主張が成り立たないなど、他人の著作物を自分の著作物中に引用する必然性が認められなければなりません。また、引用する「量」も判断される要件のひとつです。引用する量は必要最小限にとどめる必要があります。

その他に、引用を行う場合には、原則として、引用される著作物の出所を明示することが適法となるための条件です。

#### —公正利用（フェアユースについて）—

本事件では、被告Yにより、著作物の公正利用（フェアユース）について抗弁があり、裁判所がそれに対して判断を下しています。公正利用（フェアユース）の法理は、米国において判例によって発展し、近年法文化されたもので、米国著作権法第107条に、「著作物のフェアユースには著作権の効力は及ばない」という包括的な規定が定められています。公正利用（フェアユース）に当たるか否かの判断に際しては、使用の目的や性質等の様々な要素が考慮されるとされています。また、ドイツ著作権法第57条にも著作物の付随的利用は許される旨の規定があります。

一方、我が国の著作権法では、公正利用と考えられる場合を具体的に限定列挙しており（表1参照）、包括的な規定は定められていません。

我々印刷会社の日常業務においては、膨大な量の著作物を利用することになりますが、その中には、一般取引の通念に照らせば、権利者の許諾を不要としても妥当と思われる利用態様も少なくありません。例えば付随的利用が挙げられます。具体的な事件としては、「照明器具カタログ事件」（東京高裁平成14年2月15日判決 平成11（ネ）5641号）があります。この事件では、和室で撮影した照明器具の宣伝広告用カタログ写真であって、背景に床の間に掛けられた書が付随的に写り込んだものに対し、書の著作権者が複製権の侵害として訴えを起しました。

この「照明器具カタログ事件」では、結果として、墨の濃淡、かすれ具合、筆の勢いなどの創作的な表現までは再現されていないとの理由で著作権侵害は否定されましたが、このように、現行著作権法を形式的に解釈した結果、上記限定列挙された公正利用に当たらない場合には、著作権者による権利行使を恐れる結果、著作物の利用行為が萎縮してしまう現状があります。

このような状況下、日本印刷産業連合会をはじめ、著作物の公正利用（フェアユース）には著作権が及ばないとする一般的権利制限規定を設けることにに対し、肯定的な意見を述べている者も少なくありません。また裁判でも、このような規定があれば、著作物の利用態様、利用目的等総合的に事情を勘案してフェアユース的な判断がされたであろうと思われるケースもあります（「市営バス車体絵の写真使用事件」東京地判平成13年7月25日 平成13（ワ）56号）。今後、必要に応じて所轄官庁や関連団体に意見を述べていくとともに、法改正動向に注目したいと思います。

表1 著作権の制限（著作物を自由に利用できる場合）

私的使用のための複製（30条）	時事問題に関する論説の転載など（39条）
図書館などにおける複製（31条）	政治上の演説などの利用（40条）
引用（32条）	時事事件の報道のための利用（41条）
教科書への掲載など（33条、33条の2）	裁判手続などにおける複製（42条）
学校教育番組の放送など（34条）	情報公開法による開示のための利用（42条の2）
学校における複製など（35条）	放送などのための一時的固定（44条）
試験問題としての複製など（36条）	美術の著作物などの所有者による展示（45条）
点字による複製など（37条）	公開の美術の著作物などの利用（46条）
聴覚障害者のための自動公衆送信（37条の2）	展覧会の小冊子などへの掲載（47条）
営利を目的としない上演など（38条）	プログラムの所有者による複製など（47条の2）

参照：文化庁HP「著作権制度の概要」著作物が自由に使える場合  
<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/frame.asp?0fl=list&id=1000002923&clc=1000000081>{9.html

## —実務上の留意点—

上述のとおり、編集物の素材として他人の著作物を採録する行為は、引用の観点からも、公正利用（フェアユース）の観点からも、不適法であるとされました。近年では、我々印刷会社がおお客様の印刷物の企画・制作や、素材の収集までを請負う場合が少なくありません。「作品集」や記録、資料の収集誌などの他人の著作物の編集物を作成する場合、使用する素材は、当然ながら、使用上問題のないことが必要です。実務上は素材ひとつひとつ権利者に許諾を得る必要があると言えます。

これは必ずしも印刷された書籍に限らず、他人の著作物を集めてインターネット上で閲覧できるようにし

た「作品集」などでも同様です。現在ではインターネットを通じて様々な素材を簡単に取得できると同時に発信も容易になっています。これに伴い、安易に他人の著作物を利用してトラブルを生じることも多くなっています。

更に、同種の著作物を集めた編集著作物と呼ばれるもの以外にも、様々な素材を集めてひとつの著作物を作成するような場合には注意が必要です。例えば印刷物のデザインを作成するに際し、適当なイラストや写真などの素材を寄せ集めてひとつのデザインとするケースです。このような場合も、本事件と同じように、個々の素材に関する権利者に許諾を得る必要があることは言うまでもありません。

## 日印産連会員団体、並びに加盟各社へ

# 個人情報保護の徹底に関する要請

既に報道等でご存知の通り、個人情報漏洩とそれに付随した重大な事故・事件が発生しました。私たちの加盟企業がその当事者となった事実を厳粛に受け止め、改めて個人情報保護の徹底を図り、社会的な信頼獲得のため、会員団体・加盟各社はもとより、業界一丸となった取り組みが必須です。

昨今の社会システムが、デジタル技術、ネットワーク環境の発展により、あらゆる情報が誰でも容易に扱える便利さを享受しはじめた反面、その危険性が危惧されておりました。特に、お得意様から委託された情報を取り扱う印刷業界では、かねてより情報セキュリティへの取り組みは、事業遂行上の不可欠な要件の一つでもあり、今やますますその重要性が高まっております。

平成17年4月1日には、個人情報保護法が完全施行され、事業者を見る社会の目は一層厳しいものとなってきました。施行に先立ち、日印産連では経営労働委員会主管による個人情報保護法対応研究会を立上げ、啓蒙・啓発に努めました。今回の事故・事件は、業界全体に関わる教訓として真摯に受け止めることが何よりも緊要です。日印産連では新たに、事例研究、経営管理手法等をテーマとしたセミナー、広報活動を実施し、個人情報保護の強化を図ります。会員団体・加盟企業は、今一度、自らの安全管理体制を見直し、すべての従業員に対する教育を含めた未然の防止策を徹底して講じることを強く要請します。

平成19年3月30日

社団法人日本印刷産業連合会  
経営労働委員会 委員長 伊藤 勝